

広報 の ゆき

'79

1

月号

No. 94



人口と世帯

	前月比
世帯数	1,500 (-5)
人口	6,322 (-20)
男	3,155 (-17)
女	3,167 (-3)

昭和53年11月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

主な内容

- 1-6. 年頭あいさつ
- 7. 冬道の交通安全, 除雪打合せ会議開催
- 8-9. 年金だより
- 10. 国保だより
- 11. あなたと保健室
- 13. 仙中子ども郵便局郵政大臣表彰受賞
- 14. 戸籍のうごき, 役場等の年末年始

交通事故死ゼロ記録 1月1日現在170日

賀

心

'79 輝かしい「新春」を迎えて

新年のごあいさつ

利尻町長 小島 光 男



の年でした。

このように国際的なそして全国的な「大きな流れ」のなかにおいて利尻町の産業を、経済をどのように進めてゆくかが本年の最も大きな課題でなからうかと存じます。漁業後継者はなく、過疎化は進み町に働く職場がなく、冬は大半の人が出稼ぎしなければならぬ現況を何とか喰止めなければならぬのが今日です。

そのため、産業特に漁業のあり方に根本的な検討を加え、積極的に体質改善をはからなければ町の再建はあり得ない。

これが町の誰でもが今真剣に考えていることではないでしょうか。

離島という地理的な不利な面はありません。

しかし、他とは違い周囲にはまだまだ資源豊富な漁田があります。

これからの「漁船漁業」をどのようにに発展させてゆくか、又、育てる漁業に適した浅海や沿岸があります。

これからの「根付栽培漁業」にどのように改善を加えたらよいか、そして保管を、流通を、地元加工

をどうしたらよいか、漁業については困難はあるが、やらなければならぬ問題が多くあります。

大自然の景勝地としての観光開発についても今一つ総合的な工夫が欠けてはいやしないか、まだまだのびる要素があると思います。

生活環境づくりにしても、教育・福祉にしても、港湾・漁港・道路等の基盤整備にしても、しなければならぬことが山積しています。

本年は国の国債発行高の増加、総需要抑制のこともあって厳しい財政的な制約が予想されます。しかし、本町としては今取組んでいる「新しい総合振興計画」をまとめ、財源を確保しながら計画的に重点的に一つ一つ事業を進めてゆかなければならない年でもあります。

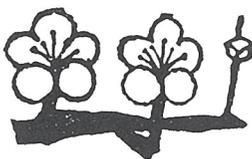
昭和五十四年は、利尻町開基八十周年の記念すべき年にあたります。遠く内地より移住し、北海の荒海と斗い、不便な生活に堪えながら島を切り開いてきた先人先輩の不撓不屈の精神は立派であり、勇敢でした。子孫である私達は、その島をより以上に発展させなければならぬ責任があります。

当町にとつて、かつてない試練に立たされた今こそ一致協力してこの難局を乗切る覚悟と努力の年ではないでしょうか。

いづれにしても本年は、我が利尻町にとつては、「苦難の年」「試練の年」であるとともに、将来に向けて羽ばたく、大きく第一歩を踏出す「前進の年」「躍進の年」でありたい。

強く、たくましく、そして豊かな住みよい郷土建設のために共に頑張りましょう。

住民皆様のご健康とご多幸を祈って年頭のごあいさつと致します。



昭和五十四年の新春を皆さんと共に健やかに迎えることが出来、同慶に堪えません。昨年中は町政の進展に何かとご指導ご協力を賜りましたことを深く感謝致します。昨年を振り返って見て、経済・社会情勢の早い移り変り、国際収支の問題、外交関係、政治関係等国内の内外ともいろいろなこと多い年でありました。そして私達の北海道北部にあっては、二〇〇海里の影響を直接受けたこともあって、近年にない不況

賀 心

昭和五十四年

年頭のことば

利尻町議会議長 惣 万 惣 市



一病院の懸案が解決されましたことは御同慶に堪えません。一方、国の経済についても多難の年であったと思います。

先づ二〇〇カイリ漁業専管水域の設定により、多くの国々からの締め出しによって、漁業経営の再編成を余儀無くされ、減船やら漁場区域の調整など、面倒なことがあり魚価の変動が著しく、これらに対処しなければならぬことなどがあります。

当町においても例外ではなく、一昨年はどんな魚でも高値に売れて行きましたが、昨年は漁が少いにもかかわらず、魚離れの傾向にあったのか、魚価がぐんぐん下りました。更に昆布にあつては、曾てない凶漁となりました。このような漁家の経済も、全道一人平均（子供も含めて）年、百四十万円と言う数字がでておりますが、当町では、百万円を少ししてに過ぎません。中でも、磯漁業に従事する漁家のそれは、五十万円から八十万円程度であり、このようなことで、その家計を維持するため、出稼や地元での日雇いによって漸く補っている現状です。

従来から未解決でありました、利尻島広域行政の中で最も重要で残されていた、老人ホームとセンタ

に揭げているとおり、理事者と議会が一致して、従来からの事業を見直し、水産振興等思い切った事業の推進を行うべく、目下関係方面とも折衝しており、具体的な計画を立てることしております。

昨年来の円高は、各方面に色々と影響をもたらし、二〇〇カイリ関係を含む不況業種と、我々の環境を取り巻く現状は今後益々厳しくなることでしょう。

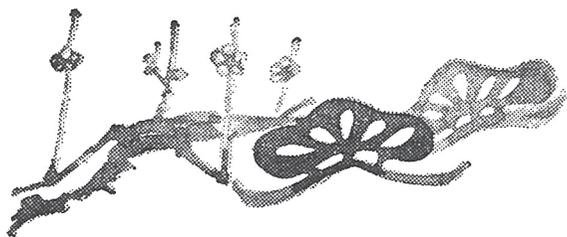
多額の国債を抱えながら運営する国家の財政も、町村に及ぶ影響は増税と言う内容となってくることを覚悟しなければなりません。

今のうちに、財政的な余力を持つことに町も心掛けて、今後福祉事業の後退のない町として対処して行きたいものと思っております。国の公共投資も今までとおりいつまでも続くとは思われませんが、

当町においても、これから実施する事業がたくさんありますが、国の色々な振興法案等が次々とでておりますし、今後もこのような法案等もできることが予想されます。これらの法案の理解に努め、活用し、問題の解決を図って行く覚悟であります。

波に乗って理事者、議会も進んでこれにあたり、利尻町の発展を進めるため一致団結して衝にあ

って行く考えでありますので、町民各位の御支援を心からお願いいたします。終りに町民各位の御健康と御多幸を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。



賀 心

たくましさとうるおいのある北海道づくりを

年頭にあたって

北海道知事 堂垣内 尚 弘



じめ、交通事故、火災等によって多くの尊い人命が失われたことは誠に残念でなりません。

私は道政を執行するにあたり、「道民主体」、「生活優先」、「中道公平」の三点を基本理念とし、「みんなの温かい心の通い合う福祉社会」の実現を目指し、諸施策の実施に努めてまいりました。

昨年は、北海道発展計画に基づく諸事業の推進を軌道に乗せるとともに、優れた北海道の自然環境を後世に引き継ぐため、都道府県としては初の北海道環境影響評価条例を制定しましたほか、老人や心身障害者、母子家庭などのみなさんに対する援護措置の充実強化、青少年基金や北海道ボランティア協会の設立、更には、全国に先がけて、婦人の方がたの地位向上と社会参加を進めるための北海道婦人行動計画の策定など、道民のニーズにこたえた道政の推進に努めてまいりました。

申し上げるまでもなく、北海道は、四季の変化に富んだ北方的な良い自然環境に恵まれ、また、資源も豊富なことから、北方にふさわしい個性ある地域社会の発展が期待されております。

特に、道民の念願であります青函トンネルが、五十七年度完成を目指して着実に進められているほか、新幹線鉄道の着工、千歳空港の国際化も実現の見通しにあるなど、本年は、北海道が輝かしい二十一世紀に向けて新たなステップを踏み出す重要な年であります。

また、本年九月、カナダで第二回北方圏会議が開催される運びとなり、北国の生活・文化の向上をはかるために進めてきました北方圏諸地域との交流についても、一層の前進が期待されます。

本年も、道政をめぐる諸情勢は依然として厳しいものと予想されますが、私は、「北方の風土に根差したたくましさとうるおいのある北海道づくり」を目指し、北国にふさわしい活力にあふれた豊かな北海道、また、思いやりと連帯感に満ちた地域社会の実現のため当面する課題の解決に全力を挙げるとともに、本道の未来を切り開く道政の推進に努めてまいるのであります。

新春にあたり所信の一端を申し上げ、みなさんの一層の御協力をお願い申し上げますとともに、御健勝と御多幸を祈念し、ごあいさつと致します。

昭和五十四年 元旦



道民のみなさん 明けましておめでとございます。

昨年、本道は開道百年を迎え、また、新しい北海道を創造する「北海道発展計画」がスタートした意義深い年でありました。

しかしながら、本道をめぐる経済情勢は依然として低迷を続け、円高、構造不況、厳しい雇用環境、稲作の大幅な減反や二百海里問題などを抱え多難な年でありました。また、有珠山周辺の泥流災害によつて三名の犠牲者が出たのをは

賀 心

年頭にあたつて

宗谷支庁長 対馬 卓哉



生活、産業基盤を安定的に確立するためには、豊かで魅力ある地域づくりと、その地域の特性を十分に生かした高生産業の育成が、何よりも重要な課題であろうと思ひます。

このため、関係各位の協力を得て、積極的にこれに対処することが、私に課せられた責務であり最大の使命であると考えます。

まず、宗谷における農業の振興については、本道で残された唯一の開発地域として、長い間「天北北部地域」の開発構想が検討されていきましたが、このほど、ようやく基本方針が打ち出されました。今春より精査に入る予定ですが、これら可能地の開発によって、ただ単に酪農、畜産のみならず、広く管内産業の発展に寄与するところが非常に大きいものと期待されています。このため、今後、関係機関と相互理解を深めながら積極的に、これに取り組むとともに、土地基盤及び農業の近代化等、生産条件の整備や農村生活環境条件の改善に努めてまいりたいと思ひています。

水産業については、一昨年以來世界各国の漁業経済水域二百海里設定、特に管内漁業と密接な関係を有するソ連の二百海里実施は、

漁業関係者はもとより、関連産業にも甚大な影響を与え、しかも依然として回復の兆しが少なく、非常に厳しい状況にあります。これら、国際情勢、経済変動に対処するため各種の施策を講じてきたところでありますが、今後とも漁業権益の確保、沿岸漁業の振興、漁港の整備をはじめ、関連産業である水産加工対策についても全力を尽してまいります。

健康と福祉の増進につきましては、医療をはじめ老人、児童、母子及び心身障害者の方がたのため地域ごとのきめ細かな諸施設の整備とともに、在宅福祉の促進などに最善の努力をいたしたいと思ひます。

また、管内のあらゆる地域開発に大きな影響を与える航路につきましては、本年一月十五日までの運行期間延長と三月一日からの運行再開が実現し、通年運行に向けての第一歩を踏み出したことは、まことに意義深いものがあり、今後ともその実現のためみなさまとともに真剣に取り組んでまいりたいと思ひます。

本年も、内外の情勢は依然として厳しいものがあると予想されますが、私は、公共事業の増大、産業の振興を図り、雇用を促進する

など、みなさまとともにこの難局を乗り越え、宗谷の風土に根ざしたるおいある地域づくりを目指し、一層の努力を傾ける決意であります。

新しい年のはじめにあたり、管内の限らない発展のために、みなさまの一層の御協力をお願いいたしますとともに、御多幸と御健康を祈念し年頭のごあいさついたします。

昭和五十四年 元旦



明けましておめでとございます。みなさまには、日ごろ道政に対し深い御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、稚内市・枝幸町が開基百年を迎えたのをはじめ、秋サケやイカ漁、牧草の収穫などがたいへん好調であったことは、まことに喜ばしいことであります。しかし、その一方、二百海里問題や構造不況、厳しい雇用環境など、管内をめぐる諸情勢は依然として厳しく、多難な状況にあったことも事実です。

このような中であつて、宗谷の

冬道の交通安全

雪道の事故を防ごう

冬は、積雪や凍結により、路面状態が大変悪くなり、交通事故発生のおそれが増えています。

このためにも、雪道、アイスバーンにおける事故防止に徹底して無謀運転は絶対しないよう次のことに注意して安全運転を守ってください。

- スピードの出しすぎ、急ブレーキ、急ハンドルなどの動作はやめスリップ事故の防止に努めよう。
- 冬道では、「スピード半減」車間距離二倍」を徹底し、安全運転を心がけよう。
- 降雪中は、視界が困難となります。おたがいに安全をはかるためにライトをつけ、進行方向を他車や歩行者に知らせよう。

飲酒運転を絶滅しよう
 正月は飲酒の機会もふえ例年、飲酒運転による事故が多発するこの月です。「一杯ぐらいの酒が」といった気持ちで大きな事故につながります。

飲酒運転は絶対しないよう次のことに注意して安全

運転を守りましょう。

○酒類が出される会合等に出席するときは、車を運転していかない。

○酒の席に、車を運転して来た人がいたら、目印をつけるなどしてみんなで飲酒運転防止につとめよう。

○家庭では、主婦が中心になって飲酒運転の恐ろしさを話しあい、車を運転して来た人には、絶対に酒をすすめないようにしよう。



12月1日から、

酒酔い運転は、一回で免許取消しになります。



除雪打合せ会議開催



このたび、利尻町と稚内土木現業所では、自治会長さんや諸団体の関係者に参加がたい、昭和五十三年度の除雪作業について、打合せを行ないました。

除雪作業については、町及び土木現業所とも昨年と同様に進められますが、夜間の除雪作業は原則として行いません。(特に緊急な事態が生じた場合には出動することになっております。)

席上、次のような要望や協力の要請がありました。

- 利用者より要望
- 一、大雪や吹雪のあとの除雪は、産業用道路や、港等、用地の確保を速やかに行なってもらいたい。

二、除雪にあたっては、住家附近では特に気を付けてもらいたい。

町及び土木現業所

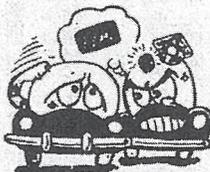
よりお願い

路上駐車について

除雪作業において大きな障害は、なんと言っても路上駐車であります。冬期間は降雪のため、どうしても道路の中員が狭くなり、その路上駐車をされますと、除雪作業に困難を来たすばかりでなく、場合によってはその路線の全部が除雪できなくなります。又一台の路上駐車であっても除雪ができなくなりますと、地域の方々に迷惑を掛けることにもなります。特に除雪作業時間は路上駐車のないようご協力をお願いします。



● やめよう死につながる交通五悪!!



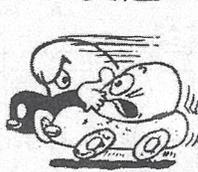
無免許運転



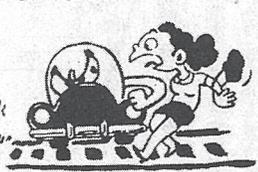
飲酒運転



スピード違反



むりな追越し



歩行者保護義務違反



無年金者を救済するための特例納付制度が七月一日から実施され三か月を経過しましたが、道民の方々の特例納付に対する関心も非常に高く、実施早々から多くの方がこの制度を活用し、年金権を復活させています。今後においても、一人でも多くの方が活用してほしいものです。

六四四人が受給資格を確保

特別納付が開始されてから三か月を過ぎましたが、すでに八月末で特別納付を活用した人が三千六百人をこえており、この内、受給資格を得た人が六四四人にも達しています。

しかし、この特例納付制度をまだ知らない人が相当数いるものと思われ、制度の内容を具体的に説明することになります。

特例納付制度とは

国民年金に当然加入しなければならぬのに加入していなかったり、加入していても保険料を納め忘れていて時効になった期間があるため、年金を受けることができない無年金者を救済しようとする制度です。

特例納付ができるのは

明治四十四年四月二日以降に生まれた人で次に該当する人。

- 一、昭和三十六年四月から昭和五十一年三月までの間で、国民年金の当然加入期間に保険料を納め忘れ、時効になった期間がある人。(保険料は納め忘れて二年をすぎると時効となり納められません)
- 二、国民年金に当然加入していないけれども、希望して加入している人。

特例納付ができないのは

- 一、サラリーマンの奥さんなどのように、希望して加入していた期間。
- 二、明治四十四年四月一日以前に生まれた人。
- 三、国民年金の老齡年金及び通算老齡年金を受けている人。

特例納付の保険料額

一か月につき四、〇〇〇円。

特例納付ができる期間

昭和五十三年七月一日から昭和五十五年六月三十日までの二年間。なお、保険料を一括納付できない場合は、この期間内に分割して納めることができます。

六十歳以上の人は

一、六十五歳以上の人は、特例納付で老齡年金の資格を満たすと、その翌月分から老齡年金が受けられます。

二、六十五歳以上の人が分割して特例納付する場合は、特例老齡年金(別表⑦)と老齡年金(別表④)がありますので、分割納付の方法に注意する必要があります。

三、六十歳以上の人で厚生年金などの他の年金制度に加入していた人は、特例納付をすることによって、厚生年金などの通算老齡年金が、特例納付した翌月から受けられる場合もありますので、年金制度に加入していた期間などを確認しておく必要があります。

特例納付の具体例

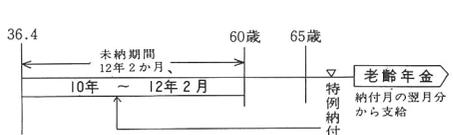
今回の特例納付については、納付する人の年齢、納付時期、あるいは一括納付か分割納付かによって、支給される年金、支給開始時期など、いろいろ異なったケースがありますので、いくつかの事例をあげて説明します。

一、六十五歳をこえる人の例

【設例1】

- 生年月日 大正二年六月十日
- 被保険者資格 昭和三十六年四月一日から六十歳まで十二年二

昭和三十六年四月から六十歳になる月の前月(昭和五十三年五月)までの加入期間が十二年二か月あり、老齡年金を受けるためには、十年(別表③)以上の保険料納付期間が必要です。この期間について一括して納付した場合、納付した翌月分から老齡年金が受けられます。



- 納付時期が遅れると老齡年金の支給開始も遅れます。
- 納付年数で年金額も異なります。(別表③、④)

(二) 分割納付する場合

加入期間の十二年二か月を分割納付で、納付期間が十年以上必要な老齡年金を受けようとする場合、

老齢年金受給に必要な加入、納付年数、年金額表

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
あなたの生年月日	加入年数	最低必要納付年数	②の場合の老齢年金	③の場合の老齢年金	特例老齢年金付年数	特例老齢年金額
明44.4.2～明45.4.1	10年	10年	287,100	287,100	4年1月	74,300
明45.4.2～大 2.4.1	11	10	298,300	271,200	5年1月	92,500
大 2.4.2～大 3.4.1	12	10	309,500	257,900	6年1月	110,700
大 3.4.2～大 4.4.1	13	10	320,700	246,700	7年1月	129,000
大 4.4.2～大 5.4.1	14	10	331,900	237,100	7年1月	129,000
大 5.4.2～大 6.4.1	15	11	343,100	251,600		
大 6.4.2～大 7.4.1	16	12	354,300	265,700		
大 7.4.2～大 8.4.1	17	13	365,500	279,500		
大 8.4.2～大 9.4.1	18	14	376,700	293,000		
大 9.4.2～大10.4.1	19	15	387,900	306,200		
大10.4.2～大11.4.1	20	16	399,100	319,300		
大11.4.2～大12.4.1	21	17	410,300	332,200		
大12.4.2～大13.4.1	22	18	421,500	344,900		
大13.4.2～大14.4.1	23	19	432,700	357,500		
大14.4.2～大15.4.1	24	20	443,900	369,900		
大15.4.2～昭 2.4.1	25	21	455,100	382,300		
昭 2.4.2～昭 3.4.1	26	22	473,300	400,500		
昭 3.4.2～昭 4.4.1	27	23	491,500	418,700		
昭 4.4.2～昭 5.4.1	28	24	509,700	436,900		
昭 5.4.2～昭 6.4.1	29	25	528,000	455,100		
昭 6.4.2～昭 7.4.1	30	25	546,200	455,100		
昭 7.4.2～昭 8.4.1	31	25	564,400	455,100		
昭 8.4.2～昭 9.4.1	32	25	582,600	455,100		
昭 9.4.2～昭10.4.1	33	25	600,800	455,100		
昭10.4.2～昭11.4.1	34	25	619,000	455,100		
昭11.4.2～昭12.4.1	35	25	637,200	455,100		
昭12.4.2～昭13.4.1	36	25	655,400	455,100		
昭13.4.2～昭14.4.1	37	25	673,600	455,100		
昭14.4.2～昭15.4.1	38	25	691,800	455,100		
昭15.4.2～昭16.4.1	39	25	710,000	455,100		
昭16.4.2～以降生まれ	40	25	728,200	455,100		



分割納付の途中で特例老齢年金の受給資格期間(別表⑥)である六年一か月を満たしてしまつと、その時点で老齢年金を受けるためには必要な後の期間分については納付できなくなります。分割納付で老齢年金(別表④・⑤)を受けたいときは、加入期間が十二年二か月のうち、例えばまず六年分を分割納付し、残りの六年二か月分を一括納付するか、又は老齢年金を受けるために必要な納付期間(別表③)の十年を満たすために四年分を一括納付することが必要です。



- 分割納付の場合、最後の納付した月の翌月分から老齢年金が支給されます。
- 特例老齢年金と老齢年金のどちらを選ぶかによって納付方法がちがいます。

【設例2】

- 生年月日 大正二年六月十日
- 厚生年金の加入期間 七年
- 国民年金の被保険者資格 五年三か月(未加入)

国民年金の期間五年四か月を一括納付するか、又は通算老齢年金を受けるのに必要な納付期間(別表③)の十年を満たすために、三年以上を一括、又は分割納付した場合は、納付した月の翌月分から、厚生年金の通算老齢年金が七年分、国民年金の通算老齢年金が納付月数分(三年から五年二か月)が受けられます。

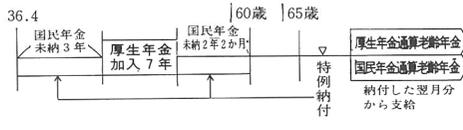
【設例1】

- 生年月日 大正四年八月二十日
- 被保険者資格 昭和三十六年四月一日から六十歳まで十四年二か月
- 保険料納入状況 納入八年未納六年二月

加入期間十四年二か月のうち未納期間の六年二か月分を一括又は分割で納付するか、あるいは老齢年金を受けるのに必要な納付期間(別表③)の十年を満たすために二年分を一括、又は分割で納付した場合、六十五歳になった月の翌月分から老齢年金が受けられます。

(注) なお、③・④欄の年数は、厚生年金や共済組合に加入していた期間もふくみます。ただし昭和5年4月1日までに生まれた人は、昭和36年4月1日からの期間にかぎります。

二、六十五歳未満の人の例



- 分割納付した場合、厚生年金の加入期間と合せて10年以上になると、分割納付の途中で通算老齢年金の受給資格が付くことから、残りの未納分は納付できなくなります。



- 特例納付しない場合でも、納付済の8年分については65歳になった翌月分から特例老齢年金(別表⑥)が受けられます。

なお、特例納付のくわしいことは、利尻町役場の民生課福祉係及び仙法志支所におたずね下さい。

最低賃金改正される

北海道の最低賃金（北海道最低賃金、各業種別最低賃金）が、このほど改正されました。最低賃金は次のとおりです。

（関係部分のみ抜粋）

（昭和53年度改正）

最低賃金の件名	最低賃金額		適用の範囲
	日額	時間額	
北海道（地域）	2,357	295	道内のすべての事業に働く労働者に適用されますが、下記の産業については、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。
（産業別） 食料品製造業	2,689	337	ただし、次の業務に主として従事する者は、下段の金額が適用されます。 (1) 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務 (2) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
	2,407	301	
卸売業 小売業	2,615	327	卸売業（下記の者は除かれます。） (1) 小売業 (2) 卸売業で清掃、片付けの業務に主として従事する者 ただし、次の者は北海道最低賃金（上記）が適用されます。 雇入れ後1年未満の ① 和服、洋服の仕立ての技能習得中の者 ② 調理師の見習
	2,380	298	
自動車整備業	2,752	344	ただし、次の者は下段の金額が適用されます。 (1) 雇入れ後6カ月未満の自動車整備の技能習得中の者 (2) 清掃、片付け、整理その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
	2,457	308	

（精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。）

最低賃金額以上の賃金を支払わないと法違反となり、処罰されることがあります。

北海道労働基準局・稚内労働基準監督署

住宅金融公庫53年度個人住宅

住宅金融公庫53年度第3回個人住宅関係融次の申込受付を次の要領で行います。

(住宅課 53. 11. 10)

	一般個人住宅	大形住宅	マンション購入	財形住宅	住宅改良
融次予定戸数	59,000	28,000	11,000	20,000	36,000
受付期間	昭和54年1月後半から	受付中 昭和54年1月31日まで	昭和54年1月後半から	受付中 昭和54年2月28日まで	受付中 昭和54年1月31日まで
融資額	80㎡～120㎡木造 450万円	120㎡～150㎡木造 450万円	80㎡～120㎡耐火 600万円	財形貯蓄残高の3倍1,500万円が限度	250万円 (防業工事を行った場合200万円)
利率	年 5.05%	年 6.05%	年 5.05%	年 6.32%	年 5.55%
返済期間	木造、不燃構造 10年、15年、20年、25年 簡易耐火、耐火造 10年、15年、20年、25年、30年、35年(耐火のみ)				10年
返済方法	元利均等毎月払い。または、元利均等毎月払いとボーナス払いの併用				元利均等2ヶ月払い。または元利均等2ヶ月払いとボーナス払いの併用
選定方法	受付順で選考（無抽選）ただし、融資予定戸数に達したときは受付期間中でも締切る。				

くわしいことは、住宅金融公庫、道庁住宅課、各支庁建設指導課、取扱金融機関にお問合せください。

国保だより

国民健康保険高額療養費貸付制度についてお知らせ

この度、道内の国保加入者で、医療費が高額なため医療機関への一部負担金の支払いが困難な方々に対し、安心して適切な医療が受けられるよう必要な資金を貸付する高額療養費貸付事業を、北海道

加入者で、高額療養費の支給を受ける

国保健康保険団体連合会（市町村及び国保組合が共同して、その目的を達成するために設立されている公法人）が、道から財政援助を受け、金道一円に十月一日から行うことになりましたので、その内容についてお知らせします。
※貸付対象者
道内の市町村及び北海道知事の設立認可を受けた国保組合の国保加入者で、高額療養費の支給を受

けることができる世帯主（又は組合員）のうち次に該当する方
○所得税が課税されない世帯
○その他、医療費が著しく高額である等特別な理由がある方
※貸付額
高額療養費支給見込額の九十割以内、ただし、その金額が一万円以上であること。
※貸付利息 無利息
※償還時期及び方法

高額療養費の支給時に、支給される高額療養費のうち貸付を受けた額の受給を国保団体連合会理事長に委任することにより償還する。
※資金の使途
医療費の一部負担金支払資金
※貸付手続
貸付申込みは、市町村及び国保組合で受け付けます。
※手続に必要なもの
医療機関からの請求書、被保険

者証、印鑑など
※貸付方法
貸付申請は、市町村、国保組合を経由して国保団体連合会に対し行われ、貸付決定がされると直ちに借受者が指定する金融機関口座に振り込まれます。
※実施時期
五十三年十月一日より
お問い合わせは、利尻町保険係（民生課保険係）

あなたと保健室

あけまして。

おめでどうございます

新しい年になり、皆さん一人、一人、昨年以上に活躍しようと考えているのでは、ないでしょうか。

皆さんが十分活躍するためにはより健康である事が必要でしょう。そこで民生課としても、皆さんが自分で健康に注意していく事が出来るように、少しでもお役に立ちたいと、毎月いろいろな行事をしております。

昨年の行事から、どのような事をやっているのか書いてみます。

他に行事とは別に、保健婦が家庭訪問をしながら、相談に来れない人、検診に来れなかった人達で自分や家族の健康に不安を持っている人の相談に応じています。

以上、主なものをあげてみました。その月に何をするかは、毎月皆さんのお手元に届く保健予防案内に詳しく書いてあります。

皆さんの大きな今年の抱負を達成する為に必要な健康です。自分の健康を自分で守る為に、民

生課の自分の健康を知る為の行事に、今年は二回以上、私達と一緒に参加してみませんか。

保健婦 原田 記



行 事 名	なぜ受けたほうがいいのでしょうか。
乳 児 検 診	・赤ちゃんの健康にも気をつけましょう。元気で心配がなくても順調に発達しているか確認しましょう。
1 歳 6 ヶ 月 健 康 診 査	・1歳6ヶ月になれば、色々な事をするようになります。どれだけ出来るかみてみましょう。
健 康 相 談	・普通、生活をしている時の自分の血圧を知っておくのは、良い事です。 ・身体の調子が悪い、心配事がある等、少しの疑問にも、出来るだけお答えします。
老人健康相談	・老人クラブに出て、血圧をはかっています。 ・薬を飲んでいても、今日は調子がいいから、血圧は、どんな具合かな、と熱心な人が沢山います。
結 核 レントゲン 検 診	・1年に1回は、必ず胸のレントゲン写真を取らなければなりません。 ・まだ、結核にかかる人が、利尻町では1年に数名います。 ・自覚症状が、はっきり出る前に発見する為にはぜひ、この検診を受ける事が必要です。
胃 腸 病 検 診	・昨年胃腸病検診を受けて、胃がんが発見された人は1名です。でも胃がんで亡くなった人は5名でした。 ・その他の病気が見つかった人も沢山いました。 ・元気だからと言っていても、いつがんになっているか分かりません。だから検診を受けるのです。
婦 人 科 検 診	・昨年は、子宮がんの人は見つかりませんでした。でも、ポリーフとか、他の病気の人はいましたね。 ・検診を受けて、その日のうちに結果を聞いて、心配な事は、検診をしてくれた医師に聞いて、皆さんホッとした顔をして「また受けましょうね」といっていました。
成 人 病 検 診	・年とともに老化がすすみ、身体の働きもスムーズにいかなくなります。そうすると、かくれていた病気が出てきますが、それを早く見つけてなおせるものは、なおして、注意していく為の検診です。
季節移動労働者健康診断	・季節が変わって、各地の働きに行く前に、自分の身体が健康で、特に注意する病気もないか調べて安心して働きに出れるようにと考えて行っています。毎年数名の人が病気で帰ってきます島から出る前に必ず受けるようにしたいものです。
老人健康診査	・病院に行かなくても元気に生活している高齢の方達が、病気になっていないか確認する為の診察などです。

季節の話題

温 度

寒くなりました。お宅の暖房はいかがですか。

われわれが快適だと感ずる温度条件は、季節、年齢、性別、衣服によって、それぞれ異なります。したがって、だれもが快適と感ずる温度は一定しないわけです。

しかし、一般的にいえば気温が摂氏十三度以下になると、われわれ

のからだは、じつとして手足などを動かさなければ、しだいに冷えてきます。

皮膚血流量の研究の結果からいえば、摂氏十六度以下になると、暖房が必要ということになります。また、暖房すると湿度は低くなり、空気が乾燥し、鼻やノドの粘膜も乾き細菌感染が起こりやすくなります。このためにも湯気を立てるなど加湿が必要です。

このほか、暖房すると暖かい空気は上に、冷たい空気は下になりますので、上下の空気の対流をよくして、室内を平均にした温度にするのが大切です。

こういった条件などからみると普通に生活している状態の場合、シーズンに合った衣服を着て、気温が摂氏十七〜二十五度、湿度四〇〜七〇%、風速が秒速五十七センチ以下というときに、「快適」と感ずる人の割合がいちばん多いようです。

このほか、暖房すると暖かい空気は上に、冷たい空気は下になりますので、上下の空気の対流をよくして、室内を平均にした温度にするのが大切です。



- 1日 国民の祝日「元旦」初もうで
- 2日 皇居一般参賀
- 3日 ヒラリ一南極点に到着 (昭33)
- 4日 官庁仕事始め
- 6日 消防出初式, 小寒
- 7日 七草
- 9日 日韓講和条約成立 (明18)
- 10日 NHK教育テレビ開局 (昭26)
- 11日 厚生省発足 (昭13)
- 12日 桜島大噴火 (大3)
- 14日 大相撲初場所
- 15日 成人の日
- 16日 やぶ入り
- 19日 社会党左右両派に分裂 (昭25)
日米新安保条約調印 (昭35)
- 20日 二十日正月
- 21日 白鳥警部射殺事件 (昭27)
- 22日 日本・ローマ法王庁と国交回復(昭27)
- 23日 最高裁判官に初の国民審査 (昭24)
- 25日 八甲田山で歩兵大隊遭難 (明35)
- 26日 現天皇成婚式 (大13)
- 27日 国旗制定記念日 (明3)
- 28日 「古事記」完成 (和銅5)
白瀬中尉南極に立つ (明43)
- 29日 近代最初の人口調査 (明5)
日本南極観測隊オングル島に到着「昭和基地」と命名 (明43)
- 30日 日英同盟に調印 (明35)
ヒットラー内閣成立 (昭8)
- 31日 2.1スト中止令 (昭22)
日本最初の電気鉄道として京都の市電開業 (明28)

くらしの 豆知識

寒さがますます厳しくなります。今月号では、電気毛布と電気あんかの正しい使用方法についてお話しします。

◎電気毛布

使用中に発火し、ヤケドをした例もあります。毛布とコントローラーを専門店で点検してもらいましょう。

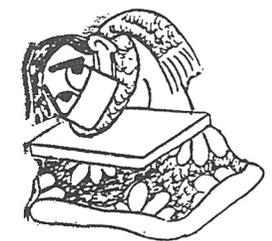


安全に使うために
使用による老化で、シーズ線が折れまがったり、断線したり、接触すると、異状過熱します。温度は低目に暖めすぎは体に毒

サーモスタット型のもは、電子式のものより注意が必要です。掛式と敷毛布がありますが、どちらも非常に柔軟性のある特殊ヒーター(シーズ線)を内蔵しています。

◎電気あんか

睡眠中に使用するものなので取り扱いに注意しましょう。広げて明るい方にたらし、線がくっついたり、折れまがっているときは危険です修理しましょう。あんかや、掛・敷毛布の併用は厳禁。



人間の皮膚は、体温より少し高い50℃ぐらいでも、長時間接触していると放熱できず、「低温火傷」します。低温火傷は、皮膚の奥深くまで侵し治りにくく、重度の火傷になりがちです。そのような場合には「専門医」に診せることが大切です。(住民課住民係)



自衛官募集

◎ 2等陸士

◎ 2等海士

◎ 2等空士

- 身分…国家公務員・特別職 ○資格…心身共に強健な満18歳以上25歳未満の者
- 待遇…初任給：俸給月額 83,700円 ・現物給与(衣食住)：約 37,000円
- ・ボーナス：年2回約5ヵ月分 ・退職金：1任期目 315,333円
- 受付…利尻町役場(☎01638-4-2345)または、自衛隊旭川地方連絡部稚内募集事務所(☎01622-3-2721)で常時行っております。

仙法志中学校子ども郵便局

郵政大臣 表彰受彰



郵政大臣表彰を受ける生徒代表



利尻町よりの副賞を受ける生徒代表

仙法志中学校の子ども郵便局は、長い間、郵便貯金を行っており、この実績が認められて郵政大臣より表彰され、12月5日仙法志郵便局長より表彰状と記念の楯が伝達されました。

同時に利尻町からも副賞を賜り、受賞を称えました。



200人近いファンにあいさつする由里さん

本間由里さん 歌手としてデビュー

ことし七月に利尻町出身の歌手が、デビューしました。新湊小学校に勤務する、本間敬三氏の二女由里さんです。由里さんは現在国際商科大学に在学中ですが、ミノルホンレコードより有望歌手として売出し中です。
地元利尻町では、彼女の発展と本町の名を広める良い機会として後援会も結成されました。
由里さんの、ご活躍を期待いたします。



国民宿舎での激励パーティーにて

道先士一家 工藤恒美



納税は便利な 口座振替で

詳しくは税務係へおたずね下さい。

Smokiri Clean

街を自然を美しく
吸いごらの吸殻捨てはめましよう。



たばこは
町内で買ひましょう。

氏名 保護者 続柄 住所
 棚上大輔 幸雄 三男 本町
 大野慶一 敏隆 長男 日出町

氏名 年齢 住所
 遠藤 ハナ 七六歳 泉町



お誕生おめでとう
ございます



戸籍の うぶごき

いつまでも

お幸せに

本波 修悦 富野
 松村 伸江 富野
 田尻 隆志 泉町
 道貝 孝子 泉町
 西山 祐志 種富町
 兼崎 由美子 種富町

おくりやみ
申し上げます

このたび次の方から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りましてお礼申し上げます。寄附金として

- 沓形字本町 小杉勝美殿から
- 御尊父様の香典返しを廃して
- 沓形字泉町 成田竹次郎殿から
- 病氣見舞返しを廃して
- 沓形字新湊 多々見一夫殿から
- 御尊父様の香典返しを廃して
- 沓形字蘭泊 角谷重信殿から
- 御長男の病氣見舞返しを廃して

(利尻町社会福祉協議会)

銀
 小杉金之助 七六歳 本町
 多々見正次 七四歳 新湊
 ご厚意に
 感謝します

役場等の年末・年始について

12月30日より1月6日まで年末・年始休暇になります。急を要することなどは、日直、当直者がおりますので、ご遠慮なくおいで下さい。

区分	事務納め	事務始め	摘要
役場	12月30日	1月6日	
仙法志支所	"	"	
教育委員会	"	"	研修センター及び町民屋内運動場の体育館は12月25日から1月6日まで休館
砕石事業所	"	"	
国民宿舎	12月29日	1月4日	
国保病院	(診療納め) 12月30日	(診療始め) 1月6日	
仙法志診療所	(")	(")	